

先天性代謝異常等検査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので公告します。

令和2年2月19日

奈良県知事 荒井 正 吾



1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

先天性代謝異常等検査委託

予定数量 約31,500件(約10,500件/年)(再検査含む延べ予定件数)

(2) 業務期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 業務内容、仕様等

入札説明書、仕様書のとおり

(4) 入札方法(詳細は入札説明書、仕様書を確認のこと)

入札は以下の4種類の検査項目毎(対象疾病は20疾病。仕様書参照)の単価とし、単価には奈良県及び採血医療機関に対する送料、封筒代等一切の諸費用を含んだ総額で行います。

入札者は消費税及び地方消費税込みで見積もった金額(ただし当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とします)を入札書に記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された4種類の検査の総価をもって落札価格とします。

- ① タンデムマス法による先天性代謝異常症検査(フェニルケトン尿症他、17疾病)
- ② ガラクトース血症検査
- ③ 先天性副腎過形成症検査
- ④ 先天性甲状腺機能低下症検査

2 参加資格

次に掲げる(1)から(5)まで全てに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 参加申込書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者名簿に、主たる営業種目Q4①臨床検査・分析業務で登録しているものであること。
- (2) 参加申込書提出時点において、都道府県知事又は保健所設置所長より「登録衛生検査所」の許可を受けていること。
- (3) 入札公告日から過去5年以内に、国、都道府県又は政令指定都市との間に先天性代謝異常等検査業務を受託し、誠実に履行した契約実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時

点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

3 担当課、入札説明書、仕様書等について

(1) 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課 母子保健・人材確保対策係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8661（直通） FAX：0742-22-5510

健康推進課電子メールアドレス kenkou@office.pref.nara.lg.jp

(2) 入札説明書、仕様書は(1)において交付する他、健康推進課ホームページに掲載します。

担当者における配布は、午前8時30分から午後5時15分までとし、土・日曜日、祝日をのぞきます。配布期間は、令和2年2月28日（金）までとします。入札説明会は開催しません。

(3) 手続きに必要な様式類も当該ホームページから入手できるものとします。

4 入札参加資格確認書の提出

(1) 入札説明書に定める様式により入札参加資格確認申請書を作成し、令和2年2月28日（金）午後5時までに3の(1)の担当課へ到着するように、提出してください。

(2) 提出された入札参加資格確認書の内容審査の結果は、令和2年3月4日（水）に担当課から通知します。

5 質問等の受付について

この競争に関する質問等は、入札説明書に定めた様式により、令和2年2月28日（金）午後5時まで、3の(1)に記載のFAXまたは電子メールにより受け付けます。

その他の様式、電話等では受け付けないものとします。

期日までに受け付けた質問については令和2年3月6日（金）までに当課ホームページ（3の(2)と同じ場所）へ回答を掲載します。

6 入・開札の日時及び場所等について

(1) 入・開札の日時及び場所

令和2年3月12日（木）午後2時～ 奈良県庁6階入札室

(2) 郵便による入札

入札書は郵便で差し出すことができます。

この場合は書留郵便とし、封書の表面に「先天性代謝異常等検査委託に係る入札書」と朱書して、3の(1)に記載のあて先に、令和2年3月10日（火）午後5時までに必着するようにしてください。

7 その他

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額（単価の場合にあっては、公告等で示した予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、落札後、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは免除します。

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加する者は、所定の入札参加資格確認書を4の(1)に定める日までに提出しなければなりません。なお、この提出書類等に関し、奈良県から説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

イ 入札者は、所定の入札書を作成して封をした上、6の(1)の場所及び日時に入札してください。

ウ 入札の日に入札者本人でなく代理人をもって入札する場合は、所定の委任状を入札と同時に提出してください。

エ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び(3)の入札者に要求される事項に違反した入札は、無効とします。

(5) 契約書作成の要否

要します。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、かつ有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 契約の不締結等

落札の決定後、次項(8)の事由による契約の不締結、解除等の他、本業務委託に係る委託契約の締結は、奈良県の本事業に係る令和2年度歳入歳出予算の成立を前提とし、当該予算の不成立又は当該予算が委託予定金額の令和2年度分に満たない場合、委託契約を締結しないものとします。

また、委託契約締結後においても、奈良県は令和3年度又は令和4年度の歳入歳出予算において、受託業者に支払うべき委託料が減額又は削除された場合は、委託契約の変更又は解除を行うことができるものとします。

委託契約の変更又は解除により受託業者が損害を被ったときは、奈良県に対して当該損害の賠償を請求することができるものとします。

(8) 契約の解除等

落札者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。また、契約締結後、契約の相手方が下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、本県が本県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(9) 契約の解除に伴う損害賠償責任

前項（8）の定めによりこの契約が解除された場合においては、契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として県の指定する期間内に納付しなければならない。

(10) この入札にかかる詳細は、入札説明書及び仕様書によります。